

村上市立図書館の活動評価について

1. 活動評価の主旨

図書館の活動の改善を図るため、図書館法第7条の3の規定に基づき村上市立図書館の活動について評価を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めたい。

2. 活動評価の概要

- ①評価の項目は、「基本評価」と「重点事項評価」とする。
- ②基本評価は、前年度比較等による評価により行い、重点事項評価は、村上市立図書館の運営方針における重点事項について、事業報告を行い、評価を行うこととする。
- ③評価は、図書館による「自己評価（内部評価）」と村上市図書館協議会による「外部評価」で構成する。

3. 評価の項目

(1) 基本評価（前年度比較による数値評価）

①利用状況

図書館入館者数、個人貸出冊数、貸出人数、予約件数、新規登録者数、登録者数、インターネット利用数（中央図書館内設置のインターネット開放端末利用数）、郷土資料受入点数、利用者満足度[アンケート調査による]、図書館開館日数[参考数値]

②管理運営費

図書館運営費及びその内訳は参考数値とし、評価は行わない。

(2) 重点事項評価（運営方針における重点事項について、事業報告を行い評価）

- ①「第2次村上市子ども読書活動推進計画」の策定。
- ②課題解決に向けた資料の充実を図る。
- ③様々な研修機会を確保し、職員のスキル向上を図る。

4. 評価の方法

①自己評価（内部評価）

- ・項目ごとに前年度数値との比較及び圏域の人口動態を勘案して評価する。
- ・AAからDまでの評価とする。

区 分		評価内容
基本評価	AA	前年度を大きく上回った（+10%超）
	A	前年度より伸張した（+2%超～+10%）
	B	前年度同程度を維持した（+2%～-2%）
	C	前年度を下回った（-2%超～-10%）
	D	前年度を大きく下回った（-10%超）
重点事項評価	AA	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
	A	優れた取り組みがいくつかあり、成果が上がっている
	B	一定の成果が上がっているが、工夫が必要である
	C	成果が上がっておらず、改善や見直しが必要である

②図書館協議会による評価（外部評価）

- ・①自己評価及びその他資料等から総合的に判断して評価する。
- ・第2回協議会において、今年度上半期の評価（中間評価）を行う。
- ・次年度第1回協議会において、前年度の評価（全体評価）を行い、協議会における各委員の意見を会長がとりまとめ、図書館協議会による評価とする。